

目次

A 佐賀県福祉のまちづくり条例の概要

I 佐賀県福祉のまちづくり条例の概要	2
1 条例制定の背景と趣旨等	2
2 条例の概要	4
II 対象施設	7
III 福祉のまちづくり条例の対象となる建築物と届出対象となる整備項目	8
IV 整備項目一覧表－建築物	10
V 整備項目一覧表－建築物以外	14
1 建築物以外の公共交通機関の施設	14
2 道路	14
3 公園	15
4 建築物以外の路外駐車場	15
VI 届出について	16
1 届出のフロー	16
2 届出先一覧表	17
VII 適合証の交付	18

B 整備基準の解説

I 整備マニュアルの見方	20
II 整備基準の解説	23
建築物に関する整備基準	
1 出入口	24
2 廊下	26
3 階段	32
4 昇降機	36
5 便所	40
6 駐車場	44
7 敷地内の通路	46
8 観覧席及び客席	50
9 客室	52
10 浴室	54
11 更衣室及びシャワー室	56
12 授乳場所及び遊び場	58
13 改札口及びレジ通路	60
14 公衆電話台	62
15 券売機	64
16 カウンター及び記載台	66
17 案内標示	68
18 緊急時の設備	70
建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準	
1 改札口	74
2 通路その他これに類するもの	76
3 階段	78
4 昇降機	80

5	便所	82
6	乗降場	84
7	案内標示	86
道路に関する整備基準		
1	歩道その他これに類するもの	88
公園に関する整備基準		
1	出入口	94
2	園路	96
3	便所	100
4	駐車場	102
5	案内表示等	104
建築物以外の路外駐車場に関する整備基準		
1	出入口	106
2	車いす使用者用駐車施設	108
3	駐車場内の通路	110
C 参考資料		
I	関係法令	114
1	佐賀県福祉のまちづくり条例	114
2	佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則	119
3	佐賀県福祉のまちづくり条例様式集	135
4	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）	155
5	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令	160
6	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則	167
II	資料	174
1	車いす、補助器具等の寸法	174
(1)	車いす使用者及び杖使用者の基本寸法等	174
①	車いす使用者の基本寸法	174
②	杖使用者の基本寸法	176
③	通路等の基本寸法	177
(2)	床材と滑りやすさ	178
(3)	スイッチとコンセント	179
(4)	バイア・フリー・デザインのイメージ	180
〈参考文献〉		182